

第19回判決研究会

平成3年4月17日

担当 弁理士 小谷 武

研究テーマ：ロビンソン事件

商標法第26条「標章の使用態様と商標の使用」

- * 大阪地方裁判所 平成2年10月9日判決
- * 大地裁 昭和63年(ワ)第3368号
- * 商標権侵害差止請求事件
- * 「特許と企業」1991年2月号第53頁

【当事者】

〔原告〕株式会社アキボウ（旧 亜細亜機械貿易株式会社）

〔被告〕シマノ工業株式会社

【事件の概要】

〔1〕本件登録商標

商 標：ROBINSON

登録番号：第593000号

登録日：昭和37年7月12日

商品区分：第12類

指定商品：輸送機械器具、その部品および附属品
(他の類に属するものを除く)

更新登録：昭和57年3月2日

商標出願
公 告 昭 87-8202

公告 昭 87.8.12

出願 昭 88.5.2 商新 昭 88-13154

連合商標登録番号 568222

出願人 亜細亜機械貿易株式会社 大阪市福島区
堂島浜通4の21 代表者 莊司茂樹

代理人弁理士 田中勝治

指定商品 12

輸送機械器具、その部品および附属品(他の類
に属するものを除く)

ROBINSON

〔2〕被告の行為

外国から国内に輸入し販売した商品「ヘリコプター」に標章「ROBINSON ロビンソン」を使用。

〔3〕 被告標章の表示態様と裁判所の判断

(被告表示1) 航空機登録簿、航空機登録証明書、耐空証明書、
運用限界等指定書

- (1) ロビンソン式 R22 Beta型
- (2) ロビンソン・ヘリコプター・カンパニー

【判 決】

表示(1-1)は、ヘリコプターの型式を表わすものであり、表示(1-2)はヘリコプターの製造業者の名称を表わすものである。これらは航空法に従い、運輸大臣または航空局長が作成する公文書であり、商標法2条3項3号の「商品に関する広告、定価表または取引書類」に当たらない。

(被告表示2) 機 体

- (1) ROBINSON HELICOPTER CO.

【判 決】

ヘリコプターの製造業者であるロビンソン社の名称を表わしたものであり、商品に附された標章である。従って、これを国内で展示、販売する行為は商標法2条3項3号「商品に標章を附したものを譲渡し引き渡し譲渡若しくは引渡のために展示する行為」に該当する。

然し乍ら、これらは製造業者であるロビンソン社の所在地、製品名(型番)及び製造番号とともに表示されて居り、従ってこれらは商品の製造元、機種、製品番号等を特定、説明したものであって、表示方法もごく普通の表示方法であるので、商標法26条1項2号の「当該指定商品の産地、品質、形状を普通に用いられる方法で表示する商標」に該当するか、少なくともこれに準ずるものと解するのが相当である。

従って、本件商標権の効力は及ばない。

(被告表示3) 宣伝パンフレット

- (1) ROBINSON R22 Beta (二段書き)
- (2) ROBINSON R22 Beta
- (3) ロビンソン R22 Beta

【判決】

商標法2条3項3号の「商品に関する広告、定価表または取引書類」に該当する。

然し乍ら、航空法では航空機の型式等を登録しなければならず、その表示はメーカー名の略称に「式」を付加し、型番の後に「型」を付加して行なわれて居り、その際、「式」や「型」を省略することも広く行なわれている「慣用的な表示方法」である。

従って、このような表示は、航空機の安全航行のためにその出所(製造元)を明らかにし、品質の保証を明確にするのに最も簡明、直截な方法であり、上記のような慣用的な表示方法は社会的に承認され保護されるに値するものである。

そして、このような慣用的な方法に従った表示の使用を承認、保護することは、公益上、登録商標権者の1人に独占させることが適当でない商標の使用を認めていこうとする商標法26条の趣旨に反せず、その表示が慣用的なものである場合、同項3号の趣旨にも通ずるものであり、登録商標の効力は及ばないと解するの相当である。

(註：商標法26条1項3号「当該指定商品について慣用されている商標」)

(被告表示4) ハンドブック

- (1) ロビンソン R22
- (2) ROBINSON HELICOPTER COMPANY
- (3) Robinson Helicopter Company, Inc.
- (4) ROBINSON MODEL R22 (二段書き)

【判決】

ハンドブックが商品の広告、取引書類に当たるか否かは問題であるが、仮に当たるとしても、表示(4-1, 4)はハンドブックにおいて説明の対象であるヘリコプターを特定、説明する表示であり、慣用的な表示方法である。従って、前記3と同様、原告の主張は理由がない。

また表示(4-2, 3)は、ハンドブックの原文発行者及び改訂版の予約購入希望の宛先を表示したものであり、ヘリコプターについての標章の使用とはいえない。

(被告表示5) 雑誌広告

- (1) ROBINSON R22 Beta (二段書き)
- (2) ロビンソンR22ベータ型
- (3) ロビンソンヘリコプタ 直輸入特約店

【判 決】

商標法2条3項3号の「商品に関する広告に標章を附して展示し又は頒布する行為」に該当する。

然し乍ら、表示(5-1, 2)は、広告掲載の写真の被写体であるヘリコプターを特定、説明するための表示であり、慣用的な表示方法に従ったものであるので、原告の侵害の主張は理由がない。

然し乍ら、表示(5-3)の中、「ロビンソンヘリコプタ」なる表示は、被告が取り扱う「ヘリコプター」を「ロビンソン」なる表示を用いて識別させるものであり、前記3の慣用的な方法に従ったものとは認め難い。

従って、原告の侵害の主張は理由がある。

(被告表示6) 自動車の車体

- (1) ROBINSON R22 Beta ヘリコプター (二段書き)

【判 決】

ヘリコプターを広告するために自動車の車体に表示されたものであり、右自動車を走行、展示する行為は商標法2条3項3号「商品に関する広告に標章を附して展示し又は頒布する行為」に該当する。

また使用態様も「ROBINSON」の部分が大きく、強調され、これと片仮名で書かれた「ヘリコプター」の部分が見るものの印象に残りやすいものとなっているので、前記の慣用的な表示方法とは認め難い。

(被告表示7) 定価表及び取引書類

【判 決】

ヘリコプターに関する定価表及び取引書類に被告表示がなされていると認めるに足る証拠はない(但し、ハンドブックが取引書類に当たるかどうかについては前記4の判示を参照)。

〔4〕原告の損害

原告は、本件登録商標を附した自転車及びその部品を製造、販売しているもの、ヘリコプターを輸入、製造、販売していないので、商標法38条1項の推定規定の適用はなく、原告は同条2項に基づき、本件登録商標の使用料相当額の損害賠償を請求できるに過ぎない。

原告は、訴外2社に対し商標権存続期間中、対価50万円の通常使用権を許諾している。従って、これまで15年ないし17年経過して居り、これに対し被告の使用期間は4年余であるので使用料相当額は50万円の4分の1の12万5千円が相当である。

【問題点】

〔1〕商標法第26類の立法趣旨（逐条解説より）

① 過誤登録に対する第三者の救済（§4-1-8 §3-1-1,2,3）

特に無効審判の除斥期間経過後に有効

② 登録商標の禁止権を制限し、普通名称等の使用を確保する。

例「アスカレータ」と「エスカレータ」

③ 登録後に普通名称等になった場合、一般人の使用を保証する。

〔2〕被告表示2の商標法26条1項2号の適用は妥当か？

〔3〕被告表示3の判示事項中、「公益上、登録商標権者の1人に独占させることが適当でない商標の使用を認めていこうとする商標法26条の趣旨に反せず」の解釈は妥当か？

〔4〕被告表示3の判示事項中の「慣用的な表示方法」と商標法26条1項3号の「慣用されている商標」とは、同列に考えて良いか？

〔5〕被告表示5の中、表示(5-1,2)と表示(5-3)とを区別することが妥当か？

〔6〕商標法26条1項1号中、「自己の名称若しくは著名な略称」に被告表示「ROBINSON ロビンソン」は該当しないか？

〔7〕原告が本件登録商標を「ヘリコプター」に使用していたと仮定した場合、本判決は依然として妥当か？

【関連判決】

- (1) ~~純生~~事件 昭和51年7月19日東京地裁判決
(昭和48年(ワ)第7693号 無体集8巻2号262頁 判時841号49頁)
- (2) みぞれ甘納豆事件 昭和61年6月26日長野地裁判決
(昭和57年(ワ)第167号 無体集18巻2号239頁)
- (3) マーキュリー事件 昭和48年8月31日東京地裁判決
(昭和44年(ワ)3882号 無体集5巻2号261頁 タイムズ301号267頁)

(別紙) 被告表示一覧表

1 被告表示 (一)

- (1) ロビンソン式 R22 Beta 型 ロビンソン式 R22 Beta 型
ロビンソン式 R22 Beta 型 ロビンソン式 R22 Mariner 型

- (2) ロビンソン・ヘリコプター・カンパニー

2 被告表示 (二)

ROBINSON HELICOPTER CO.

3 被告表示 (三)



4 被告表示 (四)

- (1) ロビンソン R22

- (2) ROBINSON HELICOPTER COMPANY

- (3) Robinson Helicopter Company, Inc.

- (4) ROBINSON
MODEL R22

5 被告表示 (五)



- (2) ロビンソン R22 ベータ型

- (3) ロビンソンヘリコプタ 直輸入特約店

6 被告表示 (六)

ROBINSON
R22 Beta ヘリコプター